

施策評価シート【重点施策】

個別施策Ⅱ－（２）

安心して子育てができる環境をつくる

基本的な方向性

安心して子育てができるようにするため、保護者の仕事と育児の両立を支援するとともに、経済的・精神的な負担の軽減を図ります。また、高まる保育ニーズに対応するため、施設整備と保育士確保の両面から保育環境の充実にに向けた取組を進めます。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	単位	実績値					5年度 目標値
		改訂計画 策定時	2年度	3年度	4年度	5年度	
保育園等の待機児童数	人	22	0				0
放課後児童クラブの待機児童数	人	0	0				0

施策の推進に向けた主な取組の「成果」

- 「ファミリー・サポート・センターの運営」
⇒ファミリー・サポート・センターによる一時的・臨時的な育児援助活動を実施することで、仕事と育児の両立支援等、子育てがしやすい環境づくりを推進しました。
- 「保育所等の運営・施設整備への助成」
⇒民間保育所の増改築や小規模保育事業施設整備、民間幼稚園の認定こども園化に伴う施設整備の支援を実施し、定員増を図るとともに、障がいのある子ども等の受入体制の充実や保育士の定数改善に資する運営費などの一部助成を行うことで、入所児童の処遇向上など保育環境の改善を図りました。
- 「民間保育所保育士確保の支援」
⇒「就職促進貸付金」、「就労支援交付金」に加え、新たに創設した「保育士奨学金返済支援補助金」の「3つの柱」を中心とした支援策のほか、各保育所等の魅力を紹介した動画を新たに配信することで、民間保育所の保育士確保に貢献しました。
- 「幼児教育・保育の一体的な提供」
⇒吉沢保育園と土屋幼稚園を統合し民間事業者が運営する認定こども園の整備について、吉沢公民館の建設計画と関連があるため、庁内関係部署で情報共有を図りました。

●「放課後児童クラブの充実」

⇒放課後児童クラブを増設するとともに、小学校の余裕教室へ移設することで、受入児童数の拡充を図ったほか、支援員の処遇改善などに資する委託料の算定基準を見直しました。

●「子どもの通院・入院時の医療費の助成」

⇒中学校卒業までの入院及び通院の医療費助成を行うことで、子どもの健全な育成と健康の増進を図りました。

●「小児救急医療の体制維持と継続実施」

⇒平塚・中郡地域で小児科の二次救急を扱う唯一の病院として、年間を通じて小児科の救急患者を受け入れ、安心して子育てができる環境整備に貢献しました。

●「特別保育の拡充」

⇒多様な保育ニーズに応えるため、一時預かり、延長保育、休日保育、病後児保育実施のほか、令和3年4月事業開始に向けた病児保育の施設整備を支援することで、更なる子育て支援の充実を図りました。

施策を推進する上での「課題」	課題解決を図るための「取組方針」
<p>●「ファミリー・サポート・センターの運営」 ⇒ファミリーサポート事業において、支援会員数を増やすことが必要です。</p>	<p>●「ファミリー・サポート・センターの運営」 ⇒支援を必要としている依頼会員のニーズに応えるため、支援会員の研修等の充実とともに積極的なPR活動を行うことにより、支援会員数を増やします。</p>
<p>●「保育所等の運営・施設整備への助成」 ⇒保育ニーズを適切に把握し、施設整備を進めていく必要があります。また、多様化する保育ニーズに対応できるよう、運営に対する補助等の内容を見直していく必要があります。</p>	<p>●「保育所等の運営・施設整備への助成」 ⇒保育ニーズに合った施設整備をするため、地域別の待機児童数等を分析します。また、入所児童の保育環境の改善を図るため、運営費を助成します。</p>
<p>●「民間保育所保育士確保の支援」 ⇒保育士養成校や民間保育所との情報交換や連携を密にし、市内民間保育所での就労を促進する必要があります。</p>	<p>●「民間保育所保育士確保の支援」 ⇒他の自治体による保育士確保策を注視し、本市の保育士確保支援事業の魅力向上に努めます。</p>

● 「幼児教育・保育の一体的な提供」

⇒吉沢保育園と土屋幼稚園を統合し民間事業者が運営する認定こども園の整備計画に関する基本方針等を検討する必要があります。

● 「放課後児童クラブの充実」

⇒放課後児童クラブの利用ニーズが高まっているため、クラブの増設及び移設を検討する必要があります。

● 「子どもの通院・入院時の医療費の助成」

⇒小児医療費助成について、安定的、継続的な制度運営を進め、子どもたちの健康増進を図る必要があります。

● 「小児救急医療の体制維持と継続実施」

⇒採算性の確保が困難な部門とされているため、安定した病院経営を継続することが必要です。また、医師不足の中で、休日・夜間診療所や地域の医療機関との適切な役割分担が必要です。

● 「特別保育の拡充」

⇒子育て中の保護者の急な用事やリフレッシュなど、多様な保育ニーズに対応する必要があります。

● 「幼児教育・保育の一体的な提供」

⇒周辺地区の今後の教育・保育ニーズの動向などを検証し、整備計画に関する基本方針等を検討します。

● 「放課後児童クラブの充実」

⇒利用児童数の推移を注視し、クラブの増設を検討するとともに、小学校余裕教室等の公的施設への移設を進めます。

● 「子どもの通院・入院時の医療費の助成」

⇒健康増進を図るための啓発を行い、中学校卒業までの子どもに対する医療費の助成を行います。

● 「小児救急医療の体制維持と継続実施」

⇒安定した病院経営のため、医師の確保や地域との適切な役割分担に努めます。

● 「特別保育の拡充」

⇒新たに開始する病児保育を加えた病児・病後児保育事業は、仕事と子育ての両立支援のほか、セーフティネットとしての機能を果たす役割もあるため、子育て世帯に周知します。

関連する【取組】と（事業）

【一時的・臨時的な育児支援活動を行うファミリーサポートセンターの運営】（ファミリーサポート事業）

【保育所等の運営・施設整備への助成】（民間保育所施設整備支援事業）（民間保育所助成事業）

【民間保育所における保育士確保のための取組支援】（民間保育所保育士確保支援事業）

【幼児教育・保育の一体的な提供及び地域における子育ての支援】（吉沢地区地域交流・子育て支

援拠点づくり推進事業）（地区公民館整備事業）

【利用ニーズ（実質利用児童数）に応じた放課後児童クラブの設置】（放課後児童健全育成事業）

【子どもの通院、入院時の医療費の助成】（小児医療費助成事業）

【小児救急医療の体制維持・継続実施】（産科・小児科二次救急実施事業）

【特別保育の拡充】（特別保育拡充事業）